

# 令和4年度裁判官研修実施計画

令和4年1月

司 法 研 修 所

## 目 次

第1 合同研修	1
1 判事・判事補の研修	1
(1) 裁判系	1
ア 基礎	1
(ア) 民事分野	1
(イ) 刑事分野	1
イ 基本	2
(ア) 民事分野	1
(イ) 刑事分野	1
(ウ) 家裁分野	1
ウ 実務	3
(ア) 民事分野	1
(イ) 刑事分野	1
(ウ) 家裁分野	1
エ 専門	4
(ア) 民事分野	1
(イ) 刑事分野	1
(ウ) 家裁分野	1
(エ) その他	1
(2) 導入系	6
ア 年次	6
イ ポスト	6
ウ 役割	7
(3) 基盤系	8
2 簡易裁判所判事の研修	9
(1) 裁判系	9
(2) 導入系	9
第2 個別研究	10
1 司法研究	10
2 ミニ研究会	10
3 各種調査・研究	10
第3 派遣型研修	11
1 判事補	11
2 判事又は判事補	11
3 判事	12
第4 新たな試み	13

## 第1 合同研修

### 1 判事・判事補の研修

#### (1) 裁判系（事件の分野別の研修）

ア 基礎（主たる対象者は、左陪席）

##### (ア) 民事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
1	IT基礎研究会	4.12.15(木) ～12.16(金)	2日	司法研修所	40	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、IT実務研究会と合計した人数である。
2	医療基礎研究会	5.2.15(水) ～2.17(金)	3日	司法研修所等	55	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補
3	行政基礎研究会	4.9.26(月) ～9.28(水)	3日	司法研修所	40	地方裁判所で行政事件又は民事事件を担当する判事又は判事補
4	知的財産権基礎研究会	5.1.23(月) ～1.24(火)	2日	司法研修所	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補

##### (イ) 刑事分野

5	刑事基礎研究会	4.12.6(火)	1日	司法研修所	40	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、刑事基本研究会1（事実認定）と合計した人数である。
---	---------	-----------	----	-------	----	--

イ 基本（主たる対象者は、右陪席）

(ア) 民事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
6	民事通常基本研究会 1 ※	4. 6. 22(水) ～ 6. 24(金)	3日	司法研修所	50	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事又は特例判事補
7	民事通常基本研究会 2	4. 10. 17(月) ～ 10. 18(火)	2日	司法研修所	40	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事又は特例判事補
8	建築基本研究会	4. 12. 12(月) ～ 12. 13(火)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、建築実務研究会と合計した人数である。
9	労働基本研究会	4. 11. 29(火) ～ 12. 1(木)	3日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補

(イ) 刑事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
10	刑事基本研究会 1 (事実認定)	4. 12. 6(火)	1日	司法研修所	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補。 人員は、刑事基礎研究会と合計した人数である。
11	刑事基本研究会 2 (訴訟運営) ※	4. 12. 7(水) ～ 12. 9(金)	3日	司法研修所	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補

(ウ) 家裁分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
12	家事基本研究会 ※	4. 11. 7(月) ～ 11. 9(水)	3日	司法研修所	30	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補
13	少年基本研究会 ※	4. 9. 7(水) ～ 9. 9(金)	3日	司法研修所	50	家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

ウ 実務（主たる対象者は、裁判長及び右陪席）

(ア) 民事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
14	金融・経済実務研究会	4. 10. 24(月) ～ 10. 25(火)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
15	I T 実務研究会	4. 12. 15(木) ～ 12. 16(金)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、I T 基礎研究会と合計した人数である。
16	建築実務研究会	4. 12. 12(月) ～ 12. 13(火)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、建築基本研究会と合計した人数である。
17	医療実務研究会	4. 9. 12(月) ～ 9. 13(火)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
18	行政実務研究会	4. 9. 28(水) ～ 9. 29(木)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事又は特例判事補
19	労働実務研究会	4. 12. 1(木) ～ 12. 2(金)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補

(イ) 刑事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
20	刑事実務研究会 1	4. 6. 30(木) ～ 7. 1(金)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補
21	刑事実務研究会 2	4. 10. 26(水) ～ 10. 28(金)	3日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補

(ウ) 家裁分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
22	家事実務研究会	4. 11. 8(火) ～ 11. 9(水)	2日	司法研修所	30	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補

※ 全てのカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

エ 専門（主たる対象者は、テーマに対応した者）

(ア) 民事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
23	民事通常専門研究会 1 (合議充実)	4. 10. 3(月) ～ 10. 4(火)	2日	司法研修所	36	地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補
24	民事通常専門研究会 2 (争点整理)	①4. 11. 28(月) ②4. 12. 14(水)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 日程を分割して実施する。
25	民事通常専門研究会 3 (複雑困難訴訟)	5. 1. 30(月) ～ 1. 31(火)	2日	司法研修所	30	民事事件を担当する地方裁判所の裁判長（部総括判事でない者も含む。）若しくは高等裁判所の陪席裁判官又はこれらの経験を有する者
26	民事通常専門研究会 4 (IT化)	5. 3. 2(木) ～ 3. 3(金)	2日	司法研修所	60	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補

(イ) 刑事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
27	刑事専門研究会 1 (裁判員)	4. 4. 11(月) ～ 4. 12(火)	2日	司法研修所	30	地方裁判所で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準ずる者
28	刑事専門研究会 2 (被害者)	4. 11. 21(月) ～ 11. 22(火)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
29	刑事専門研究会 3 (現代刑事法の諸問題)	5. 2. 21(火) ～ 2. 22(水)	2日	司法研修所	30	対象者は未定

(ウ) 家裁分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
30	家事専門研究会 1 (後見) ※	4. 10. 5(水) ~ 10. 6(木)	2日	司法研修所	50	家庭裁判所で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補
31	家事専門研究会 2 (人事訴訟)	5. 1. 13(金)	1日	司法研修所	40	家庭裁判所で人事訴訟事件を担当する判事又は特例判事補

(エ) その他

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
32	民事・刑事・家事 専門研究会 (迅速化)	4. 6. 20(月)	1日	司法研修所	30	①地方裁判所での民事通常訴訟事件の単独事件、②地方裁判所での裁判員裁判、③家庭裁判所での家事調停又は人事訴訟事件、をそれぞれ担当するか、担当した経験がある判事（判事1期目）又は特例判事補。①ないし③につき、それぞれ10人ずつ。
33	外国司法専門研究会	未定	未定	司法研修所	未定	対象者は未定

※ 一部又は全部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(2) 導入系（新たな職務等に就いた際の研修）

ア 年次（対象者は、任官時等の節目の年次に到達した者）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
34	新任判事補研修	4. 5. 18(水) ～ 5. 20(金)	3日	司法研修所	未定	令和4年4月に司法修習を終え、裁判官に任命された者（第74期司法修習終了者）
35	新任判事補研修	5. 1. 17(火) ～ 1. 19(木)	3日	司法研修所	未定	令和4年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者（第75期司法修習終了者）
36	判事補基礎研究会	4. 6. 8(水) ～ 6. 10(金)	3日	司法研修所	未定	令和元年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者（第72期司法修習終了者）
37	判事任官者研究会	4. 7. 11(月) ～ 7. 13(水)	3日	司法研修所	未定	平成23年9月又は同年12月に司法修習を終えた判事（現行第64期及び新第64期司法修習終了者）
38	弁護士任官者研究会	未定	1日	司法研修所	未定	新たに弁護士から任官した、又は任官予定の判事又は判事補

イ ポスト（対象者は、所長、支部長、部総括等のポストに就任した者）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
39	支部長研究会 ※	①4. 5. 13(金) ②4. 5. 24(火) ～ 5. 25(水)	3日	司法研修所	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者。日程を分割して実施する。
40	新任部総括裁判官研究会	4. 6. 27(月) ～ 6. 29(水)	3日	司法研修所	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者
41	実務協議会（夏季）	4. 7. 14(木) ～ 7. 15(金)	2日	最高裁判所	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者
42	実務協議会（冬季）	5. 2. 2(木) ～ 2. 3(金)	2日	最高裁判所	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

ウ 役割 (対象者は、特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者)

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
43	中堅判事研究会	4. 11. 1(火) ～ 11. 2(水)	2日	司法研修所	30	判事任官後一定期間を経過した者
44	部総括裁判官実務研究会	4. 9. 15(木) ～ 9. 16(金)	2日	司法研修所	30	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に就任後一定期間を経過した者
45	法律実務教育研究会	5. 2. 15(水) ～ 2. 17(金)	3日	司法研修所	未定	法科大学院に派遣されている、又は派遣される予定の判事又は判事補

(3) 基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
46	基盤研究会 1 (未定)	4. 7. 7(木) ～ 7. 8(金)	2日	司法研修所	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事
47	基盤研究会 2 (ワークライフバランス)	4. 10. 21(金)	1日	司法研修所	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は特例判事補
48	基盤研究会 3 (行動経済学)	4. 11. 14(月) ～ 11. 15(火)	2日	司法研修所	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
49	基盤研究会 4 (裁判官の成長支援)	4. 11. 24(木) ～ 11. 25(金)	2日	司法研修所	未定	地方裁判所又は家庭裁判所の部 総括判事
50	基盤研究会 5 (会計と税務)	5. 2. 13(月) ～ 2. 14(火)	2日	司法研修所	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
51	基盤研究会 6 (未定)	5. 2. 27(月) ～ 2. 28(火)	2日	司法研修所	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事

## 2 簡易裁判所判事の研修

### (1) 裁判系（事件の分野別の研修）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
52	簡易裁判所判事 民事実務研究会	4. 5. 11(水) ～ 5. 12(木)	2日	司法研修所	40	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。)
53	簡易裁判所判事 刑事実務研究会	4. 5. 12(木) ～ 5. 13(金)	2日	司法研修所	20	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。)
54	簡易裁判所判事 専門研究会	4. 10. 11(火) ～ 10. 13(木)	3日	司法研修所 等	50	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。)

### (2) 導入系（新たな職務に就いた際等の研修）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
55	新任簡易裁判所判事 導入研修	4. 8. 29(月) ～ 8. 31(水)	3日	司法研修所	未定	令和4年度に新たに簡易裁判所判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)
56	新任簡易裁判所判事研修	5. 1. 30(月) ～ 2. 10(金)	10日	司法研修所 等	未定	令和4年度に新たに簡易裁判所判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)
57	簡易裁判所判事 基礎研究会	4. 5. 30(月) ～ 6. 2(木)	4日	司法研修所	未定	令和2年度新任簡易裁判所判事研修の終了者

## 第2 個別研究

### 1 司法研究

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
58	未定	未定	概ね 1年 以内	司法研修所 等	若干	判事又は司法研修所長が委嘱する者

### 2 ミニ研究会

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
59	ミニ研究会	未定	1日 以内	実施庁	若干	実施庁の判事若しくは判事補又は司法研修所長が委嘱する者

### 3 各種調査・研究

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
60	各種調査・研究	未定	必要 な 期間	司法研修所 等	若干	判事若しくは判事補又は司法研修所長が委嘱する者

### 第3 派遣型研修

#### 1 判事補

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
61	民間企業長期研修	4. 4. 1(金) ～5. 3. 31(金)	1年	未定	12	
62	日本銀行長期研修	4. 4. 1(金) ～5. 3. 31(金)	1年	日本銀行	1	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補
63	シンクタンク長期研修	4. 4. 1(金) ～5. 3. 31(金)	1年	21世紀 政策研究所	1	

#### 2 判事又は判事補

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
64	国際刑事司法短期研修	未定 (年4回程度 を予定)	各1 か月 程度	国連アジア 極東犯罪 防止研修所	各 若干	判事又は判事補

### 3 判事

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
65	報道機関研修	4. 9. 26(月) ～ 11. 18(金)	うち 1～ 2 週間	朝日新聞社 共同通信社 産経新聞社 時事通信社 日経新聞社 日本放送協会 毎日新聞社 読売新聞社	16	
66	民間企業短期研修 (東京) ①	4. 10. 17(月) ～ 10. 28(金)	1～ 2 週間	未定	8～ 16 程度	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事
	民間企業短期研修 (東京) ②	4. 11. 7(月) ～ 11. 18(金)	1～ 2 週間	未定		
67	民間企業短期研修 (大阪)	4. 10. 17(月) ～ 10. 28(金)	1～ 2 週間	未定	4～ 8 程度	
68	民間企業短期研修 (名古屋)	4. 10. 17(月) ～ 10. 28(金)	1～ 2 週間	未定	2～ 4 程度	
69	研究機関短期研修	4. 11. 7(月) ～ 11. 18(金)	2週 間	理化学 研究所	3	

第4 新たな試み

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
70	基盤系研修(仮)	未定	数 時間	司法研修所	未定	対象者は未定。 ウェブ会議で2本程度実施する。
71	ベーシック研修(仮)	未定	数 時間	司法研修所	未定	対象者は未定。 ウェブ会議で数本程度実施する。

## 令和4年度の裁判官の合同研修について

### 司法研修所第一部教官室

本書面の使い方	2
---------	---

#### 【説明編】

第1 合同研修の全体像	4
1 判事・判事補の合同研修	4
(1) 裁判系	4
(2) 導入系	5
(3) 基盤系	6
2 簡易裁判所判事の合同研修	7
(1) 裁判系	7
(2) 導入系	7
第2 判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会等	8
1 左陪席クラス（未特例判事補）	8
2 右陪席クラス（特例判事補・判事）	9
3 裁判長クラス（判事）	12
4 高裁に所属する裁判官	13
第3 新たな試み	14
1 ベーシック研修（仮）	14
2 基盤系研修（仮）	14

#### 【資料編】

資料1 合同研修（種類別）

資料2 合同研修（時系列）

資料3 令和4年度裁判官研修実施計画カレンダー

※ 末尾に、令和4年度裁判官研修のイメージ（図）を添付しています。

# 本 書 面 の 使 い 方

## 1 はじめに

(1) 社会の変化に応じて紛争解決の困難性が高まる中で、「裁判の質」を確保するためには、「広い視野を持ち、自ら考えて事案の本質を深く洞察する力」が一層重視されるようになったといえます。

そして、「裁判の質」を確保するためには、このような広い視野や深い洞察という判断の質を支える部分のみならず、組織、部全体として事件処理に関わるという考え方の下、組織や部を活性化し、合議体による充実した合議が行われ、書記官や家裁調査官等の一般職員との十全な連携が行われることもまた不可欠です。

裁判官が、求められる資質・能力を修得し、その力量を向上させていくためには、上記のような点を意識しつつ、日々の事件処理に対する真摯な取組を積み重ねること、各自が目標とする裁判官像を描きつつ、自らの資質・能力の向上を目指して、主体的・自律的に不断の自己研さんに励むことが必要です。

司法研修所において実施する合同研修は、このような裁判官の自己研さんを支援することを主たる目的としています。

以上のような観点から、応募型の研修については積極的に応募するようにしてください（もとより、応募に当たっては、担当職務の状況等も踏まえるようにしてください。）。

(2) 裁判官の合同研修は、「判事・判事補の研修」と「簡易裁判所判事の研修」に分けられており、「判事・判事補の研修」については、①裁判系（事件の分野別の研修）、②導入系（新たな職務等に就いた際の研修）、③基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）の3系統に、「簡易裁判所判事の研修」については、①裁判系、②導入系の2系統に整理されています。

それぞれの系統別の研究会に関する詳しい説明については、後記の説明編の該当部分を御覧ください。

## 2 本書面の使い方

本書面は、説明編と資料編に分かれています。

(1) 説明編では、第1で合同研修の全体像について説明し、第2で判事・判事補の合同研修について、左陪席クラス（未特例判事補）、右陪席クラス（特例判事補、判事）、裁判長クラス（判事）の段階ごとに参加できる研究会を整理し

て記載しています。

第1では、合同研修の位置付けが確認できます。第2では、裁判官各自に関する箇所等を参照することにより、①必ず参加しなければならない研究会はあるか、②応募できる研究会は何かなどが確認できます。各クラスは、一審を念頭に置いたものであり、高裁に所属する裁判官は、自己の年次等を踏まえて関係する箇所等を参照してください。

なお、本書面に記載した参加対象者等は、現段階における一応の目安です。具体的な応募条件等については、研究会実施の4か月前を目処に高等裁判所を通じて参加者を募集する際に改めてお知らせしますので、応募に当たってはその際に配布される資料を確認してください。

- (2) 資料編では、各研究会について、種類別及び時系列で整理した表を載せており（資料1、2）、各研究会の詳しい内容や、応募型の研修かどうかなどが確認できます。また、カレンダー（資料3）は期日簿に挟むなどして、適宜参照してください。

# 第1 合同研修の全体像

## 1 判事・判事補の合同研修

判事・判事補の合同研修を、①裁判系、②導入系、③基盤系の3系統に整理しています。

- ① 裁判系（事件の分野別の研修）
- ② 導入系（新たな職務等に就いた際の研修）
- ③ 基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）

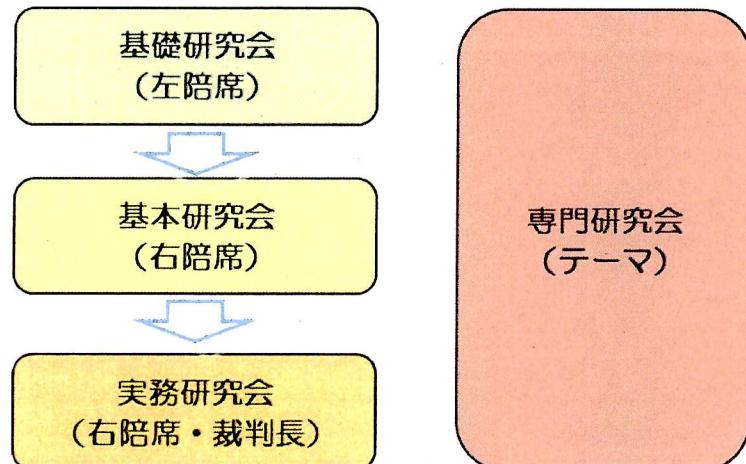
### （1）裁判系

裁判系の研究会は、裁判事務に関する応募型の研修です。

研究会の主たる対象者に応じて、民事、刑事及び家裁の事件分野ごとに、

- ① 基礎研究会（左陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ② 基本研究会（右陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ③ 実務研究会（裁判長・右陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ④ 専門研究会（テーマを定めて実施し、特定のテーマについて研究・討議するのに適した裁判官を主たる対象とするもの）

の4類型の研究会を実施しますので、応募する際の目安にしてください（ただし、上記の分類の対象者は、あくまで目安であり、正確な応募資格は、研究会実施の約4か月前に発出される実施要領をご覧ください。）。



事件分野ごとの基礎・基本・実務・専門の各研究会については、資料編末尾の令和4年度裁判官研修のイメージ（図）も参照してください。

## (2) 導入系

導入系の研究会は、以下のとおり、一定の年次に達したときや、新たなポストに就いたり、一定の役割を担うようになったりした際の導入を目的とする研修であり、年次・ポストによる研究会は、原則として、対象者の全員が参加する指名型の研修です。

### ① 年次（一定の年次に達した際に行うもの）

例）新任判事補研修、判事補基礎研究会、判事任官者研究会

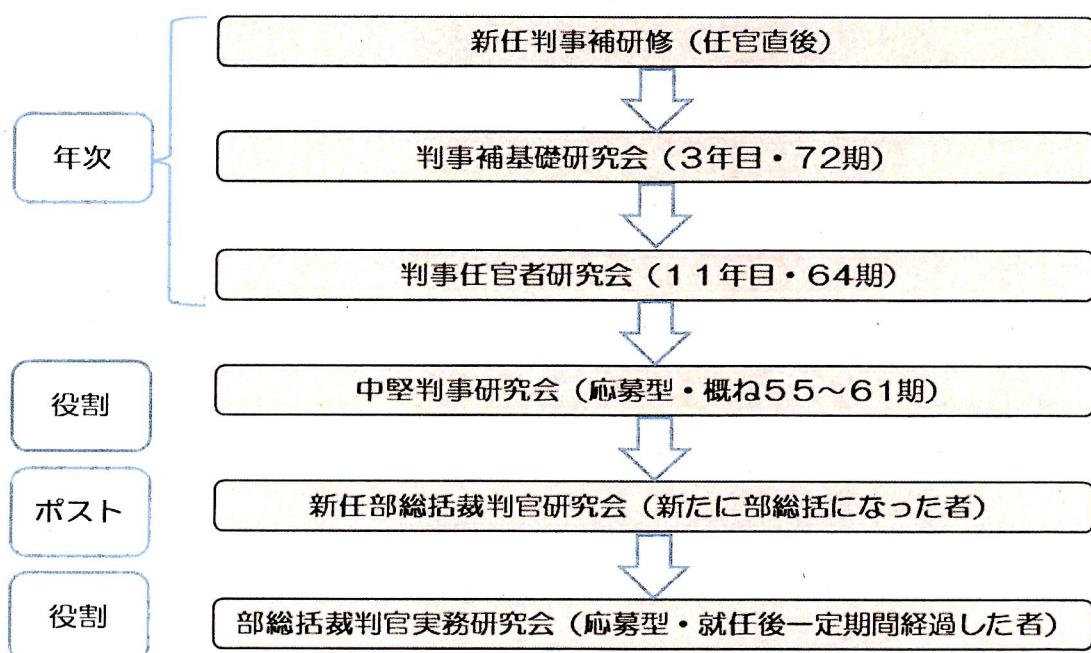
### ② ポスト（特定のポストに就任した際に行うもの）

例）支部長研究会、新任部総括裁判官研究会、実務協議会

### ③ 役割（一定の役割が期待される立場にある者を対象として行うもの）

例）中堅判事研究会、部総括裁判官実務研究会

具体的には、経験年数等に応じ、次の図に記載した各研究会に参加することになりますが、この他に、支部長（支部長研究会）、法科大学院への派遣教員（法律実務教育研究会）等、特定のポストに就いたり、役割を担うようになったりした裁判官を対象とする研究会があります。



### (3) 基盤系

基盤系の研究会は、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や隣接領域である自然科学等に関する知見を得て、視野を広め、あるいは思考を深めることを通じ、一般的資質・能力を高めるきっかけとするための応募型の研修です。

このうち、若手裁判官を主たる対象とする基盤系の研究会（知的基盤）は、裁判に関連する周辺諸科学（※）についての基礎的知見の修得を支援するものとして、判事以上（ただし、テーマによっては特例判事補も対象に含む。）を対象とする基盤系の研究会（裁判基盤）は、主として、裁判との関わりがある現代社会における重要課題を多角的観点から掘り下げていくものとして実施します。

基盤研究会3、5  
(知的基盤)  
※主として判事補及び1  
5年目までの判事を想定

基盤研究会1、2、4、6  
(裁判基盤)  
※原則として判事  
(基盤2は判事又は特例判事補、  
基盤4は部総括判事)

#### ※知的基盤において取り上げるテーマ

裁判に関連する周辺諸科学である、①会計・税務、②経済学・経済情勢、③統計・データ分析、④心理学・行動科学、⑤科学哲学・科学の方法論等をテーマとして順次取り上げています。

令和4年度には、「行動経済学」、「会計と税務」を取り上げる予定です。

## 2 簡易裁判所判事の合同研修

簡易裁判所判事（以下、「簡裁判事」という。）の合同研修は、①裁判系、②導入系の2系統に整理しています。

### （1）裁判系

一定年数以上の経験を有する者について、訴訟運営や個別テーマの理解の深化を支援する研修（応募型）です。

簡裁判事民事実務研究会  
簡裁判事刑事実務研究会  
※平成30年8月以前任官者

簡裁判事専門研究会

※平成30年8月以前任官者

### （2）導入系

一定の年次に達した時の職務への導入のための研修（対象者全員が参加）です。

新任簡裁判事導入研修  
新任簡裁判事研修  
※任官直後及び6か月後

簡裁判事基礎研究会  
※任官2年目

## 第2 判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会等



判事・判事補を対象とする研究会について、左陪席クラス（未特例判事補）、右陪席クラス（特例判事補、判事）、裁判長クラス（判事）の各段階に応じて参加することができる研究会等を整理しています（【】内の数字は、資料1における番号を示しています。）。  
ただし、以下の整理は、あくまで主たる対象者に基づく目安であり、正確な応募資格は、研究会実施の約4か月前に発出される実施要領をご覧ください。

### 1 左陪席クラス（未特例判事補）

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会は、主として次のとおりです。

#### 裁判系

##### ○ 基礎研究会

（民事分野）

###### I T 基礎研究会【1】

（I T 実務研究会と合同実施）

###### 医療基礎研究会【2】

###### 行政基礎研究会【3】（行政・民事事件担当者）

###### 知的財産権基礎研究会【4】（72期以上）

（刑事分野）

###### 刑事基礎研究会【5】（73期以上）

（刑事基本研究会1と合同実施）

##### ○ 基本研究会

（家裁分野）

###### 少年基本研究会【13】（少年事件担当者）

##### ○ 専門研究会

（民事分野）

###### 民事通常専門研究会1（合議充実）【23】（民事事件担当者）

民事通常専門研究会 4 (IT化) 【26】 (民事事件担当者)  
(その他)

外国司法専門研究会 【33】

導入系

判事補基礎研究会 【36】 (72期・対象者全員が参加)

基盤系

基盤研究会 3 (行動経済学) 【48】 (73期以上)

基盤研究会 5 (会計と税務) 【50】 (73期以上)

2 右陪席クラス (特例判事補・判事)

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会は、主として次のとおりです。

裁判系

○ 基礎研究会

(民事分野)

IT基礎研究会 【1】 (特例判事補)

(IT実務研究会と合同実施)

医療基礎研究会 【2】 (特例判事補)

行政基礎研究会 【3】 (行政・民事事件担当者)

知的財産権基礎研究会 【4】 (特例判事補)

○ 基本研究会

※ 当教官室では、判事補の間に、民事通常又は刑事の基礎研究会のいずれかには必ず参加し、家事又は少年の基礎研究会にも積極的に参加することが望ましいと考えています。

(民事分野)

民事通常基礎研究会 1、2 【6、7】 (60期以下)

建築基礎研究会 【8】 (民事事件担当者)

(建築実務研究会と合同実施)

労働基本研究会【9】(労働事件又は労働審判事件担当者)

(なお、労働実務研究会と通じて応募することができる。)

(刑事分野)

刑事基本研究会1(事実認定)【10】(60期以下)

(刑事基礎研究会と合同実施)

刑事基本研究会2(訴訟運営)【11】(60期以下)

(なお、刑事基本研究会1(事実認定)と刑事基本研究会2(訴訟運営)は、通じて応募することができる。)

(家裁分野)

家事基本研究会【12】(家事事件担当者)

(家事実務研究会と一部合同実施)

少年基本研究会【13】(少年事件担当者)

○ 実務研究会

(民事分野)

金融・経済実務研究会【14】(民事事件担当者)

IT実務研究会【15】(民事事件担当者)

(IT基礎研究会と合同実施)

建築実務研究会【16】(民事事件担当者)

(建築基礎研究会と合同実施)

医療実務研究会【17】(民事事件担当者)

行政実務研究会【18】(行政事件担当者)

労働実務研究会【19】(労働事件又は労働審判事件担当者)

(なお、労働基本研究会と通じて応募することができる。)

(刑事分野)

刑事実務研究会1、2【20、21】(刑事事件担当者)

(家裁分野)

家事実務研究会【22】(家事事件担当者)

(家事基礎研究会と合同実施)

○ 専門研究会

(民事分野)

民事通常専門研究会1(合議充実)【23】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会2（争点整理）【24】（民事事件担当者）  
民事通常専門研究会4（IT化）【26】（民事事件担当者）  
(刑事分野)  
刑事専門研究会2（被害者）【28】（刑事事件担当者）  
刑事専門研究会3（現代刑事法の諸問題）【29】（刑事事件担当者）  
(家裁分野)  
家事専門研究会1（後見）【30】（後見関係事件担当者）  
家事専門研究会2（人事訴訟）【31】（人事訴訟事件担当者）  
(その他)  
民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）【32】  
(①地方裁判所での民事通常訴訟事件の単独事件、②地方裁判所での陪席裁判官として裁判員裁判対象事件、③家庭裁判所での家事調停又は人事訴訟事件、をそれぞれ担当する又は担当した経験がある判事（判事1期目）又は特例判事補)  
外国司法専門研究会【33】

### 導入系

判事任官者研究会【37】（現行64期及び新64期・対象者全員が参加）  
支部長研究会【39】（初めて支部長とされた者・対象者全員が参加）  
中堅判事研究会【43】（概ね55期から61期まで・応募型）  
法律実務教育研究会【45】（法科大学院に派遣されている、又は派遣される判事又は判事補・対象者全員が参加）

### 基盤系

基盤研究会1（未定）【46】（判事）  
基盤研究会2（ワークライフバランス）【47】（判事・特例判事補）  
基盤研究会3（行動経済学）【48】（主に60期以下）  
基盤研究会5（会計と税務）【50】（主に60期以下）  
基盤研究会6（未定）【51】（判事）

### 3 裁判長クラス（判事）

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会は、主として次のとおりです。

#### 裁判系

##### ○ 基本研究会

（民事分野）

労働基本研究会【9】（労働事件又は労働審判事件担当者）

（なお、労働実務研究会と通じて応募することができる。）

（家裁分野）

家事基本研究会【12】（家事事件担当者）

（家事実務研究会と一部合同実施）

少年基本研究会【13】（少年事件担当者）

##### ○ 実務研究会

（民事分野）

金融・経済実務研究会【14】（民事事件担当者）

IT実務研究会【15】（民事事件担当者）

建築実務研究会【16】（民事事件担当者）

医療実務研究会【17】（民事事件担当者）

行政実務研究会【18】（行政事件担当者）

労働実務研究会【19】（労働事件又は労働審判事件担当者）

（なお、労働基本研究会と通じて応募することができる。）

（刑事分野）

刑事実務研究会1、2【20、21】（刑事事件担当者）

（家裁分野）

家事実務研究会【22】（家事事件担当者）

（家事基本研究会と合同実施）

##### ○ 専門研究会

（民事分野）

民事通常専門研究会1（合議充実）【23】（民事事件担当者）

民事通常専門研究会2（争点整理）【24】（民事事件担当者）

民事通常専門研究会3（複雑困難訴訟）【25】（民事事件担当者）  
民事通常専門研究会4（IT化）【26】（民事事件担当者）  
(刑事分野)  
刑事専門研究会1（裁判員）【27】（新たに裁判長として裁判員裁判を担当する者及びこれに準ずる者）  
刑事専門研究会2（被害者）【28】（刑事事件担当者）  
刑事専門研究会3（現代刑事法の諸問題）【29】（刑事事件担当者）  
(家裁分野)  
家事専門研究会1（後見）【30】（後見関係事件担当者）  
家事専門研究会2（人事訴訟）【31】（人事訴訟事件担当者）  
(その他)  
外国司法専門研究会【33】

### 導入系

新任部総括裁判官研究会【40】（初めて部総括判事に指名された者・対象者全員が参加）  
部総括裁判官実務研究会【44】（部総括就任後一定期間を経過した者・応募型）

### 基盤系

基盤研究会1（未定）【46】（判事）  
基盤研究会2（ワークライフバランス）【47】（判事）  
基盤研究会4（裁判官の成長支援）【49】（部総括判事）  
基盤研究会6（未定）【51】（判事）

### 4 高裁に所属する裁判官

1～3に記載した各クラスは一審を念頭に置いたものであり、高裁に所属する裁判官は、自己の年次等を踏まえて、関係する箇所等を参照してください。

### 第3 新たな試み

令和4年度の新たな試みとして、ウェブ会議システムを用いて、ベーシック研修（仮）と基盤系研修（仮）を行います。  
応募資格等を含む研修の詳細は現在検討中ですので、各研修のお知らせをよくご覧ください。

#### 1 ベーシック研修（仮）

初めて単独事件を担当したり、新たな分野を担当したりする裁判官を主たる対象に、4月中旬頃から5月頃という執務開始のなるべく早い段階で、事件処理等の要点をつかむことができるよう、令和4年度は、「民事単独事件」、「建築事件」、「少年事件」、「家事調停事件」等をテーマとして、それぞれ、裁判官講師による講演等を数時間程度で行う予定です。

#### 2 基盤系研修（仮）

社会事象や周辺諸科学に関する先端のトピック等について、専門家による講演等を数時間程度で行う基盤系研修（仮）を、令和4年度は2本程度実施する予定です。

## 第1 判事・判事補の合同研修

## 1 裁判系(事件の分野別の研修)

## (1) 基礎(主たる対象者は、左陪席)

## ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
1	◆	IT基礎研究会	4.12.15(木) ～12.16(金)	2日	40	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、IT実務研究会と合計した人数である。	システム開発、インターネット等に関する基礎的な知識についての講演等を行う予定
2	◆	医療基礎研究会	5.2.15(水) ～2.17(金)	3日	55	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補	医療に関する基礎的知識についての講演や、医療機関における実地研修等を行う予定
3	◆	行政基礎研究会	4.9.26(月) ～9.28(水)	3日	40	地方裁判所で行政事件又は民事事件を担当する判事又は判事補	主任裁判官として行政事件を担当する際に必要となる行政法の基礎的知識についての講演や、実務上の留意点等についての共同研究等を行う予定
4	◆	知的財産権基礎研究会	5.1.23(月) ～1.24(火)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補(72期以上)	知的財産権に関する基礎的知識についての講演や、東京地裁知財部における実地研修等を行う予定

## イ 刑事分野

5	◆	刑事基礎研究会	4.12.6(火)	1日	40	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補(73期以上)。 人員は、刑事基本研究会1(事実認定)と合計した人数である。	刑事事件の事実認定に関する、事例に基づくケース研究等を行う予定
---	---	---------	-----------	----	----	---	---------------------------------

## (2) 基本(主たる対象者は、右陪席)

## ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
6	◆	民事通常基本研究会1 ※	4. 6. 22(水) ～ 6. 24(金)	3日	50	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事(60期以下)又は特例判事補	訴訟運営の方法、事実認定、判決書、書記官との協働、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定
7	◆	民事通常基本研究会2	4. 10. 17(月) ～ 10. 18(火)	2日	40	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事(60期以下)又は特例判事補	民事通常基本研究会1に同じ
8	◆	建築基本研究会	4. 12. 12(月) ～ 12. 13(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、建築実務研究会と合計した人数である。	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題、審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定
9	◆	労働基本研究会	4. 11. 29(火) ～ 12. 1(木)	3日	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補(労働実務研究会と通じて応募することができる。)	標準的な労働事件一般に関する諸問題及び審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

## (資料1) 合同研修(種類別)

## イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
10	◆	刑事基本研究会1 (事実認定)	4.12.6(火)	1日	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事(60期以下)又は特例判事補(刑事基本研究会2(訴訟運営)と通じて応募することができる。)。 人員は、刑事基礎研究会と合計した人数である。	刑事基礎研究会に同じ
11	◆	刑事基本研究会2 (訴訟運営)	※ 4.12.7(水) ~ 12.9(金)	3日	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事(60期以下)又は特例判事補(刑事基本研究会1(事実認定)と通じて応募することができる。)	単独事件等の公判準備、審理、判決のスキルアップ、書記官との協働、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定

## ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
12	◆	家事基本研究会	※ 4.11.7(月) ~ 11.9(水)	3日	30	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補	家事事件(調停、審判)の運用上の諸問題について共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
13	◆	少年基本研究会	※ 4.9.7(水) ~ 9.9(金)	3日	50	家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補	少年審判における職種間連携、少年法の運用上の諸問題等について共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

## (3) 実務(主たる対象者は、裁判長及び右陪席)

## ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
14	◆	金融・経済実務研究会	4. 10. 24(月) ～ 10. 25(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	企業の法務担当者が所属する経営法友会と連携して、企業活動の実情等に関する意見交換等を行う予定
15	◆	IT実務研究会	4. 12. 15(木) ～ 12. 16(金)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、IT基礎研究会と合計した人数である。	システム開発やインターネット等に関する講演及びシステム開発関係訴訟事件等の審理運営の在り方について共同研究を行う予定
16	◆	建築実務研究会	4. 12. 12(月) ～ 12. 13(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、建築基本研究会と合計した人数である。	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題、審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定
17	◆	医療実務研究会	4. 9. 12(月) ～ 9. 13(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	医事関係訴訟事件の審理運営について、共同研究を行うほか、医療の専門的知見や実態・背景事情等に関する講演を行う予定
18	◆	行政実務研究会	4. 9. 28(水) ～ 9. 29(木)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事又は特例判事補	行政事件の実務上の諸問題について、専門的な観点に立って共同研究等を行う予定
19	◆	労働実務研究会	4. 12. 1(木) ～ 12. 2(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補(労働基本研究会を通じて応募することができる。)	労働事件をめぐる専門的・先端的な問題点及び審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

## (資料1) 合同研修(種類別)

## イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
20	◆	刑事実務研究会1	4. 6. 30(木) ～ 7. 1(金)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	公判準備・審理・評議・判決の在り方や、部等の組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定(主に公判前整理手続に関する問題を取り上げる予定)
21	◆	刑事実務研究会2	4. 10. 26(水) ～ 10. 28(金)	3日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	刑事実務研究会1に同じ(主に裁判員との実質的協働に関する問題を取り上げる予定)

## ウ 家裁分野

22	◆	家事実務研究会 ※	4. 11. 8(火) ～ 11. 9(水)	2日	30	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補	調停の在り方・子をめぐる諸問題について、共同研究等を行う予定(家事基本研究会の2日目・3日目と同内容)
----	---	--------------	---------------------------	----	----	--------------------------	---

※ 裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

## (4) 専門(主たる対象者は、テーマに対応した者)

## ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
23	◆	民事通常専門研究会1 (合議充実)	4. 10. 3(月) ～ 10. 4(火)	2日	36	地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補	民事事件を担当している部総括クラス、右陪席クラス、左陪席クラスを対象に、具体的な事例等に基づいて、合議の在り方に関する研究や意見交換等を行う予定
24	◆	民事通常専門研究会2 (争点整理)	①4. 11. 28(月) ②4. 12. 14(水) *日程を分割して実施	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。	主として民事単独事件を担当している裁判官を対象に、具体的な事例に基づいて、争点整理手続の在り方について研究や意見交換等を行う予定
25	◆	民事通常専門研究会3 (複雑困難訴訟)	5. 1. 30(月) ～ 1. 31(火)	2日	30	民事事件を担当する地方裁判所の裁判長(部総括判事でない者も含む。)若しくは高等裁判所の陪席裁判官又はこれらの経験を有する者	民事事件を担当している裁判官を対象に、複雑困難性の高い合議事件について、その審理・判断の在り方に関する意見交換等を行う予定
26	◆	民事通常専門研究会4 (IT化)	5. 3. 2(木) ～ 3. 3(金)	2日	60	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補	民事事件を担当している裁判官を対象に、IT化を踏まえた今後の民事裁判の在り方について研究や意見交換等を行う予定

## (資料1) 合同研修(種類別)

## イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
27	◆	刑事専門研究会1 (裁判員)	4. 4. 11(月) ~ 4. 12(火)	2日	30	地方裁判所で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準ずる者	裁判員裁判の現状と課題、裁判員裁判にふさわしい公判準備・審理・評議・判決の在り方や組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定
28	◆	刑事専門研究会2 (被害者)	4. 11. 21(月) ~ 11. 22(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	被害者配慮・保護に係る手続法上の諸問題、性犯罪に直面した被害者の心理等を踏まえた審理運営上の諸問題等、被害者に関わる諸問題について共同研究等を行う予定
29	◆	刑事専門研究会3 (現代刑事法の諸問題)	5. 2. 21(火) ~ 2. 22(水)	2日	30	対象者は未定	現代刑事法の重要な問題をテーマとした共同研究等を行う予定

## ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
30	◆	家事専門研究会1 (後見) ※	4. 10. 5(水) ~ 10. 6(木)	2日	50	家庭裁判所で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補	後見関係事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定
31	◆	家事専門研究会2 (人事訴訟)	5. 1. 13(金)	1日	40	家庭裁判所で人事訴訟事件を担当する判事又は特例判事補	人事訴訟事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定

## (資料1) 合同研修(種類別)

## エ その他

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
32	◆	民事・刑事・家事 専門研究会 (迅速化)	4.6.20(月)	1日	30	①地方裁判所での民事通常訴訟事件の単独事件、②地方裁判所での陪席裁判官として裁判員裁判対象事件、③家庭裁判所での家事調停又は人事訴訟事件、をそれぞれ担当する又は担当した経験がある判事(判事1期目)又は特例判事補。 ①ないし③につき、それぞれ10人ずつ。	民事・刑事・家事の各事件を担当している裁判官を対象に、迅速化検証を踏まえた充実・迅速な裁判の実現に向けた研究や意見交換等を行う予定
33	◆	外国司法専門研究会	未定	未定	未定	対象者は未定	未定

※ 全部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

## 2 導入系(新たな職務等に就いた際の研修)

## (1) 年次(対象者は、任官時等の節目の年次に到達した者)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
34		新任判事補研修	4.5.18(水) ～5.20(金)	3日	未定	令和4年4月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第74期司法修習終了者)	新任判事補が円滑なスタートを切ることができるように、実務への円滑な導入を狙いとするカリキュラムや自己研さんの動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
35		新任判事補研修	5.1.17(火) ～1.19(木)	3日	未定	令和4年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第75期司法修習終了者)	同上
36		判事補基礎研究会	4.6.8(水) ～6.10(金)	3日	未定	令和元年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第72期司法修習終了者)	新任判事補研修のフォローアップとして、任官3年目の判事補を対象に、これまでの経験を振り返り、裁判官としての成長を考えるとともに、裁判実務の在り方、裁判所の組織及び組織運営について検討を深めることを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
37		判事任官者研究会	4.7.11(月) ～7.13(水)	3日	未定	平成23年9月又は同年12月に司法修習を終えた判事 (現行第64期及び新第64期司法修習終了者)	判事任官者を対象に、中堅裁判官として、裁判運営の在り方を考えるとともに、組織課題にも目を向け、組織運営において果たすべき役割について認識を深め、今後の主体的・自律的な自己研さんへの動機づけを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
38		弁護士任官者研究会	未定	1日	未定	新たに弁護士から任官した、又は任官予定の判事又は判事補	未定

## (資料1) 合同研修（種類別）

## (2) ポスト（対象者は、所長、支部長、部総括等のポストに就任した者）

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
39		支部長研究会 ※	①4. 5. 13(金) ②4. 5. 24(火) ～ 5. 25(水) *日程を分割して実施	3日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者	初めて地家裁の支部長とされた者を対象に、支部の組織構造や本庁との連携その他支部の組織運営に関する基本的な理解を深めることを目的とし、支部長として組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
40		新任部総括裁判官研究会	4. 6. 27(月) ～ 6. 29(水)	3日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者	初めて地家裁の部総括裁判官に指名された者を対象に、部のマネジメント、陪席裁判官の成長支援、職員の指導育成等、部総括の役割に関する認識を深めることを目的とし、部総括裁判官として裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
41		実務協議会（夏季）	4. 7. 14(木) ～ 7. 15(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	新たに地家裁の所長、高裁事務局長に指名された者を対象に、司法行政上の諸問題について協議するカリキュラム等を実施する予定
42		実務協議会（冬季）	5. 2. 2(木) ～ 2. 3(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	実務協議会（夏季）と同じ

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

## (資料1) 合同研修（種類別）

## (3) 役割（対象者は、特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者）

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
43	◆	中堅判事研究会	4. 11. 1(火) ～ 11. 2(水)	2日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事（概ね55期から61期まで）	これから裁判所を支えていく中堅判事として、組織運営的な側面をはじめとする裁判所の課題を考え、組織の中でリーダーシップを發揮し、後進の裁判官や裁判所職員の成長を支援していく方策等について研究するカリキュラム等を実施する予定
44	◆	部総括裁判官実務研究会	4. 9. 15(木) ～ 9. 16(金)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に就任後一定期間を経過した者	地家裁の部総括裁判官の組織運営能力の向上を目的として、裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
45		法律実務教育研究会	5. 2. 15(水) ～ 2. 17(金)	3日	未定	法科大学院に派遣されている又は派遣される予定の判事又は判事補	法科大学院に派遣されている又は派遣予定の判事又は判事補に対し、必要な情報を提供し、共同研究等を行う予定

## 3 基盤系(一般的資質・能力を涵養するための研修)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
46	◆	基盤研究会1 (裁判基盤)	4. 7. 7(木) ～ 7. 8(金)	2日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事	未定
47	◆	基盤研究会2 (裁判基盤)	4. 10. 21(金)	1日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は特例判事補	ワークライフバランスをテーマとして取り上げる予定
48	◆	基盤研究会3 (知的基盤)	4. 11. 14(月) ～ 11. 15(火)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事(主に60期以下)又は判事補	行動経済学をテーマとして取り上げる予定
49	◆	基盤研究会4 (裁判基盤)	4. 11. 24(木) ～ 11. 25(金)	2日	未定	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事	裁判官の成長支援をテーマとして取り上げる予定
50	◆	基盤研究会5 (知的基盤)	5. 2. 13(月) ～ 2. 14(火)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事(主に60期以下)又は判事補	会計と税務をテーマとして取り上げる予定
51	◆	基盤研究会6 (裁判基盤)	5. 2. 27(月) ～ 2. 28(火)	2日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事	未定

## 第2 簡易裁判所判事の研修

## 1 裁判系(事件の分野別の研修)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
52	◆	簡易裁判所判事 民事実務研究会	4. 5. 11(水) ～ 5. 12(木)	2日	40	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。簡裁 刑事実務研究会と通じて応募す ることができる。)	主として民事分野の事件処理に関する諸問題や簡裁判事としての在り方について共同研究を行う予定
53	◆	簡易裁判所判事 刑事実務研究会	4. 5. 12(木) ～ 5. 13(金)	2日	20	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。簡裁 民事実務研究会と通じて応募す ることができる。)	主として刑事分野の事件処理に関する諸問題や簡裁判事としての在り方について共同研究を行う予定
54	◆	簡易裁判所判事 専門研究会	4. 10. 11(火) ～ 10. 13(木)	3日	50	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。)	民事交通事故をテーマとして取り上げ、簡裁の審理に相応しい訴訟運営や判決の在り方等に関する共同研究や講演と意見交換等を行う予定

## 2 導入系(新たな職務に就いた際等の研修)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
55		新任簡易裁判所判事 導入研修	4. 8. 29(月) ～ 8. 31(水)	3日	未定	令和4年度に新たに簡易裁判所 判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)	新たに簡易裁判所判事に任命された者に対する職務導入 研修であり、簡裁における裁判事務への円滑な導入等を 目的とするカリキュラムを行う予定
56		新任簡易裁判所判事研修	5. 1. 30(月) ～ 2. 10(金)	10日	未定	令和4年度に新たに簡易裁判所 判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)	新任簡易裁判所判事導入研修の後、配属先の簡裁や、地 裁における実務研修を踏まえ、簡易裁判所判事としての 基本的な実務知識、技量の獲得や自己研さんの動機付け を目的とするカリキュラムを行う予定
57		簡易裁判所判事 基礎研究会	4. 5. 30(月) ～ 6. 2(木)	4日	未定	令和2年度新任簡易裁判所判事 研修の終了者	任命から2年目の簡易裁判所判事を対象とし、基本的な 裁判実務の知識、技量の向上を目的とするカリキュラム を行う予定

## (資料1) 合同研修 (種類別)

## 第3 新たな試み

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
58	◆	ベーシック研修 (仮)	4.4中旬頃 ~ 4.5頃	数時間	未定	対象者は未定	主に、初めて単独事件を担当したり、新たな分野を担当したりする裁判官を対象に、令和4年度は、「民事単独事件」、「建築事件」、「少年事件」、「家事調停事件」等をテーマとして、それぞれ、裁判官講師による講演等を数時間程度で行う予定
59	◆	基盤系研修 (仮)	未定	数時間	未定	対象者は未定	社会事象や周辺諸科学に関する先端のトピック等について、専門家による講演等を数時間程度で2本程度行う予定

## (資料2) 合同研修(時系列)

実施順	資料1 の番号	応募型 ◆	系統	種別	名 称	実施時期	期間	備考	主たる参加対象者の目安		
									裁判長 クラス	右陪席クラス	左陪席 クラス
1	27	◆	裁判系	専門	刑事専門研究会1(裁判員)	4.4.11(月) ~ 4.12(火)	2日		○		
2	52	◆	裁判系 (簡裁判事)	简易裁判所判事民事実務研究会		4.5.11(水) ~ 5.12(木)	2日	一部3と合同			
3	53	◆	裁判系 (簡裁判事)	简易裁判所判事刑事実務研究会		4.5.12(木) ~ 5.13(金)	2日	一部2と合同			
4	39		導入系	ポスト	支部長研究会	4.5.13(金) 5.24(火) ~ 5.25(水)	3日	一部総研と合同	○	○	
5	34		導入系	年次	新任判事補研修	4.5.18(水) ~ 5.20(金)	3日				○
6	57		導入系 (簡裁判事)	简易裁判所判事基礎研究会		4.5.30(月) ~ 6.2(木)	4日				
7	36		導入系	年次	判事補基礎研究会	4.6.8(水) ~ 6.10(金)	3日				○
8	32	◆	裁判系	専門	民事・刑事・家事専門研究会(迅速化)	4.6.20(月)	1日		○	○	
9	6	◆	裁判系	基本	民事通常基本研究会1	4.6.22(水) ~ 6.24(金)	3日	一部総研と合同	○	○	
10	40		導入系	ポスト	新任部総括裁判官研究会	4.6.27(月) ~ 6.29(水)	3日		○		
11	20	◆	裁判系	実務	刑事実務研究会1	4.6.30(木) ~ 7.1(金)	2日		○	○	○
12	46	◆	基盤系		基盤研究会1	4.7.7(木) ~ 7.8(金)	2日		○	○	
13	37		導入系	年次	判事任官者研究会	4.7.11(月) ~ 7.13(水)	3日			○	
14	41		導入系	ポスト	実務協議会(夏季)	4.7.14(木) ~ 7.15(金)	2日				
15	55		導入系 (簡裁判事)	新任简易裁判所判事導入研修		4.8.29(月) ~ 8.31(水)	3日				
16	13	◆	裁判系	基本	少年基本研究会	4.9.7(水) ~ 9.9(金)	3日	一部総研と合同	○	○	○
17	17	◆	裁判系	実務	医療実務研究会	4.9.12(月) ~ 9.13(火)	2日		○	○	○
18	44	◆	導入系	役割	部総括裁判官実務研究会	4.9.15(木) ~ 9.16(金)	2日		○		
19	3	◆	裁判系	基礎	行政基礎研究会	4.9.26(月) ~ 9.28(水)	3日	一部20と合同	○	○	○
20	18	◆	裁判系	実務	行政実務研究会	4.9.28(水) ~ 9.29(木)	2日	一部19と合同	○	○	○
21	23	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会1(合議充実)	4.10.3(月) ~ 10.4(火)	2日		○	○	○
22	30	◆	裁判系	専門	家事専門研究会1(後見)	4.10.5(水) ~ 10.6(木)	2日	総研と合同	○	○	○
23	54	◆	裁判系 (簡裁判事)	簡易裁判所判事専門研究会		4.10.11(火) ~ 10.13(木)	3日				
24	7	◆	裁判系	基本	民事通常基本研究会2	4.10.17(月) ~ 10.18(火)	2日		○	○	
25	17	◆	基盤系		基盤研究会2	4.10.21(金)	1日		○	○	○
26	14	◆	裁判系	実務	金融・経済実務研究会	4.10.24(月) ~ 10.25(火)	2日		○	○	○
27	21	◆	裁判系	実務	刑事実務研究会2	4.10.26(水) ~ 10.28(金)	3日		○	○	○
28	43	◆	導入系	役割	中堅判事研究会	4.11.1(火) ~ 11.2(水)	2日			○	
29	12	◆	裁判系	基本	家事基本研究会	4.11.7(月) ~ 11.9(水)	3日	一部総研・30と合同	○	○	○
30	22	◆	裁判系	実務	家事実務研究会	4.11.8(火) ~ 11.9(水)	2日	総研・29と合同	○	○	○
31	48	◆	基盤系		基盤研究会3	4.11.14(月) ~ 11.15(火)	2日			○	○
32	28	◆	裁判系	専門	刑事専門研究会2(被害者)	4.11.21(月) ~ 11.22(火)	2日		○	○	○
33	49	◆	基盤系		基盤研究会4	4.11.24(木) ~ 11.25(金)	2日		○		
34	24	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会2(争点整理)	4.11.28(月) 4.12.14(水)	2日		○	○	○
35	9	◆	裁判系	基本	労働基本研究会	4.11.29(火) ~ 12.1(木)	3日	一部36と合同	○	○	○
36	19	◆	裁判系	実務	労働実務研究会	4.12.1(木) ~ 12.2(金)	2日	一部35と合同	○	○	○
37	5	◆	裁判系	基礎	刑事基礎研究会	4.12.6(火)	1日	38と合同			○

## (資料2) 合同研修(時系列)

実施順	資料1 の番号	応募型 ◆	系統	種別	名 称	実施時期	期間	備考	主たる参加対象者の目安			
									裁判長 クラス	右陪席 クラス	左陪席 クラス	未特例 判事補
38	10	◆	裁判系	基本	刑事基本研究会1(事実認定)	4.12.6(火)	1日	37と合同		○	○	
39	11	◆	裁判系	基本	刑事基本研究会2(訴訟運営)	4.12.7(水)～12.9(金)	3日	一部総研と合同		○	○	
40	8	◆	裁判系	基本	建築基本研究会	4.12.12(月)～12.13(火)	2日	41と合同		○	○	
41	16	◆	裁判系	実務	建築実務研究会	4.12.12(月)～12.13(火)	2日	40と合同	○	○	○	
42	1	◆	裁判系	基礎	IT基礎研究会	4.12.15(木)～12.16(金)	2日	43と合同			○	○
43	15	◆	裁判系	実務	IT実務研究会	4.12.15(木)～12.16(金)	2日	42と合同	○	○	○	
44	31	◆	裁判系	専門	家事専門研究会2(人事訴訟)	5.1.13(金)	1日		○	○	○	
45	35		導入系	年次	新任判事補研修	5.1.17(火)～1.19(木)	3日					○
46	4	◆	裁判系	基礎	知的財産権基礎研究会	5.1.23(月)～1.24(火)	2日				○	○
47	25	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会3(複雑困難訴訟)	5.1.30(月)～1.31(火)	2日		○			
48	56		導入系	(簡裁判事)	新任簡易裁判所判事研修	5.1.30(月)～2.10(金)	10日					
49	42		導入系	ポスト	実務協議会(冬季)	5.2.2(木)～2.3(金)	2日					
50	50	◆	基盤系		基盤研究会5	5.2.13(月)～2.14(火)	2日			○	○	○
51	2	◆	裁判系	基礎	医療基礎研究会	5.2.15(水)～2.17(金)	3日			○	○	
52	45		導入系	役割	法律実務教育研究会	5.2.15(水)～2.17(金)	3日		○	○	○	
53	29	◆	裁判系	専門	刑事専門研究会3(現代刑事法の諸問題)	5.2.21(火)～2.22(水)	2日	対象者は未定				
54	51	◆	基盤系		基盤研究会6	5.2.27(月)～2.28(火)	2日		○	○		
55	26	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会4(IT化)	5.3.2(木)～3.3(金)	2日		○	○	○	
56	33	◆	裁判系	専門	外国司法専門研究会	未定	未定	対象者は未定				
57	38		導入系	年次	弁護士任官者研究会	未定	1日			○	○	
58	58	◆	裁判系	基礎・基本	ベーシック研修(仮)	未定	数時間	対象者は未定 数本程度実施				
59	59	◆	基盤系		基盤系研修(仮)	未定	数時間	対象者は未定 2本程度実施				

※ 詳細は、資料編本文を参照してください。

### (資料3) 令和4年度裁判官研修実施計画カレンダー

※ 国際刑事司法短期（アジ研）：未定

※ 「総研」は、一部のカリキュラムについて総研との合同実施を予定

一部のカリキュラムについて総研との合意実施を予定  
■：裁判系（基礎）■：裁判系（基本）■：裁判系（実務）■：裁判系（専門）  
■：導入系■：基盤系■：簡裁判事の研修（裁判系・導入系）■：派遣型研修

## 令和4年度裁判官研修のイメージ

合同研修								派遣型研修	新たな試み	
判事・判事補の研修				簡裁判事の研修						
裁判系				導入系	基盤系	裁判系		導入系		
基礎	基本	実務	専門			裁判系	導入系			
民事分野	民事分野	民事分野	民事分野	民事分野	年次			判事補		
	IT基礎	民事通常 基本(2本)	金融・経済 実務	民事通常 専門(4本)	新任判事補 (2本)	基盤 (6本)	簡裁判事 民事実務	民間企業 長期研修	基盤系研修 (2本程度)	
	医療基礎	建築基本	IT実務		判事補基礎		新任簡裁判事導入	日本銀行 長期研修	ベーシック 研修 (数本程度)	
	行政基礎	労働基本	建築実務		判事任官		簡裁判事 刑事実務	シンクタンク 長期研修		
	知財基礎		医療実務		弁護士任官		新任 簡裁判事			
			行政実務		ポスト		簡裁判事 専門			
			労働実務		支部長		簡裁判事 基礎			
					新任部総括					
刑事分野	刑事分野	刑事分野	刑事分野	刑事分野	所長実務 (2本)			判事又は 判事補		
	刑事基礎	刑事基本 (2本)	刑事実務 (2本)	刑事専門 (3本)	役割			国際刑事司法 短期研修		
	家裁分野	家裁分野	家裁分野	家裁分野	中堅判事			判事		
	家事基本	家事実務	家事専門 (2本)	その他	部総括実務			報道機関研修		
	少年基本				法律実務			民間企業 短期研修		
								研究機関 短期研修		